

## ○ 鈴鹿工業高等専門学校図書館規則

〔平成 17 年 1 月 17 日〕  
規 則 第 7 3 号  
最終改正 平成 28 年 3 月 16 日

### 鈴鹿工業高等専門学校図書館規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校学則（平成 16 年学則第 1 号）第 5 条に規定する図書館の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 図書館は、教育及び研究に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、保存し、主として独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校の学生及び教職員の利用に供するとともに、一般利用者に対する学習の機会、学術情報及び生涯学習情報を提供することを目的とする。

(図書館資料)

第 3 条 図書館は、次の図書館資料を管理する。

- (1) 図書
- (2) 学術雑誌
- (3) 視聴覚資料
- (4) 新聞、雑誌等逐次刊行物
- (5) 記録
- (6) その他の教育研究上、必要と認めるもの

(図書館の利用等)

第 4 条 図書館の利用及びその手続は、校長が別に定める。

(図書館長)

第 5 条 図書館に図書館長（以下「館長」という。）を置き、教授のうちから校長が任命する。

2 館長は、校長の命を受けて図書館の業務を掌理する。

(個人情報の漏えい防止)

第 6 条 図書館において管理する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料に記録されている個人情報（公文書等の管理に関する法律施行令（平成 22 年政令第 250 号）第 4 条第 5 号で規定する個人情報をいう。）については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（平成 17 年機構規則第 65 号）第 40 条の規定に基づき、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(庶務)

第 7 条 図書館に関する庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、図書館の運営その他必要な事項は、図書・文化委員

会の議を経て、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 1 月 17 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。